

改正

平成23年6月30日告示第56号

平成27年3月31日告示第42号

山ノ内町不妊及び不育症治療補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不妊及び不育症治療を行っている夫婦の経済負担の軽減を図るため、不妊及び不育症治療を行っている者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者等)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当すると認められる夫婦とする。

- (1) 補助金の交付申請をする日に、山ノ内町に1年以上住所を有する者であり、不妊及び不育症治療を行っている夫婦
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 次の医療保険に加入している者

健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）（以下「医療保険各法」という。）に規定する被保険者又は、被扶養者であること。

2 この要綱において「夫婦」とは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定による届出を行った男女及び外国人登録原票等により婚姻が確認できる男女をいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象者の1年間に要する不妊及び不育症治療に係る保険診療一部負担金及び医療保険適用外医療費の10割とする。

2 前項の補助金の限度額は、1年度当たり30万円とする。

3 補助金の交付は、5年を限度とする。

4 長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱（平成16年長野県告示第425号）に基づき助成を受ける不妊治療に係る医療保険適用外医療費は補助金の対象外とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 この事業の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山ノ内町不妊及び不育症治療補助金交付申請書（実績報告書）（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、補助事業年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。ただし、医療機関を変更した場合は、申請書及び証明書を新たに提出しなければならない。

- (1) 山ノ内町不妊及び不育症治療補助事業医師証明書（様式第2号）
- (2) 山ノ内町不妊及び不育症治療補助事業医療費等証明書（様式第3号）
- (3) 長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱（平成16年長野県告示第425号）に基づき助成を受けている場合は前各号に代えて長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明の写し又は交付決定書の写し若しくは不妊治療に係る医療保険適用外医療費領収書とすることができる。

（補助金の交付決定）

第5条 町長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知（様式第4号）するものとする。

（補助金の交付請求）

第6条 前条による決定を受けた者が補助を受けようとするときは、山ノ内町不妊及び不育症治療補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成19年4月1日以降に行われた不妊治療について適用する。

附 則（平成23年6月30日告示第56号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行し、平成23年4月1日以降に行われた不妊治療について適用する。

附 則（平成27年3月31日告示第42号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条の規定は、施行日以前に補助金交付対象となった者も適用する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）